

# 四半期報告書

(第145期第3四半期)

株式会社 **ニコン**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	4
第3 【設備の状況】 .....	7
第4 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【株価の推移】 .....	17
3 【役員の状況】 .....	17
第5 【経理の状況】 .....	18
1 【四半期連結財務諸表】 .....	19
2 【その他】 .....	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	32

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年2月6日

**【四半期会計期間】** 第145期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

**【会社名】** 株式会社ニコン

**【英訳名】** NIKON CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役取締役社長兼CEO兼COO 荻 谷 道 郎

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

**【電話番号】** 03(3214)5311(案内台)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 橋 爪 規 夫

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

**【電話番号】** 03(3214)5311(案内台)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 橋 爪 規 夫

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第145期 第3四半期連結 累計期間	第145期 第3四半期連結 会計期間	第144期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	700,719	213,578	955,791
経常利益 (百万円)	53,152	50	120,139
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	31,283	△2,341	75,483
純資産額 (百万円)	—	381,212	393,125
総資産額 (百万円)	—	805,542	820,621
1株当たり純資産額 (円)	—	961.12	983.94
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (円)	78.89	△5.91	189.00
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	75.69	—	181.23
自己資本比率 (%)	—	47.3	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,299	—	120,839
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△33,986	—	△49,783
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△22,768	—	△38,664
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	58,608	112,957
従業員数 (名)	—	24,750	25,342

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	24,750
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	5,103
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
精機事業	60,129
映像事業	125,194
インストルメンツ事業	6,252
その他事業	6,269
合計	197,844

(注) 金額は、製造者販売価格によって算出し、付属品仕入額を含み、消費税等は含んでおりません。

#### (2) 受注実績

当社グループは見込生産を主としておりますので記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
精機事業	40,996
映像事業	156,903
インストルメンツ事業	11,048
その他事業	4,629
合計	213,578

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額には消費税等は含んでおりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 当第3四半期連結会計期間の経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日）は、世界的に景気が減速する中、精機事業及びインストルメンツ事業は、設備投資抑制の影響を、映像事業は、為替相場の影響

を強く受けました。これらの結果、連結売上高は2,135億78百万円となり、連結営業利益は7億74百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

精機事業では、液晶関連事業は世界的な景気減速の影響があったものの予定通りの販売を達成しましたが、半導体関連事業は設備投資の冷え込みの影響を強く受けました。

映像事業では、デジタル一眼レフカメラはエントリー機及びミドルクラス機を中心に、コンパクトデジタルカメラはSシリーズを中心に、それぞれ販売数量を伸ばしましたが、円高の影響を強く受けました。

インストルメンツ事業では、バイオサイエンス事業はシステム製品を中心に堅調に推移しましたが、産業機器事業は景気減速の影響を強く受けました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本国内では、デジタルカメラの売上げが、市況の急速な悪化を受け減少しました。

一方、海外においては、デジタルカメラは現地通貨ベースでは堅調に推移しましたが、円高の急速な進展の影響を強く受け、売上げは北米及びアジア・オセアニアでは微増、欧州では減少となりました。

## (2) 当第3四半期連結会計期間末の財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産の残高は、対前連結会計年度末比150億78百万円減少し、8,055億42百万円となりました。これは主に、たな卸資産並びに有形固定資産が増加した一方、現金及び預金の減少並びに投資有価証券の減少等によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における負債の残高は、対前連結会計年度末比31億65百万円減少し、4,243億29百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したこと、前受金を含む流動負債のその他等が増加した一方、法人税等の支払による未払法人税の減少並びに社債の償還等によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、対前連結会計年度末比119億12百万円減少し、3,812億12百万円となりました。これは、配当金の支払や自己株式の取得があったものの、四半期純利益312億83百万円の計上、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権の一部が行使されたことによる資本金及び資本剰余金の増加等により株主資本は増加しましたが、株式市場の低迷並びに為替相場の影響により評価・換算差額等が減少したためであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、586億8百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失が35億31百万円となり、法人税等の支払などにより70億84百万円の支出となりました。



(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出などにより97億76百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還や配当金の支払などにより75億99百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は150億93百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

2009年2月に、第2四半期連結会計期間末において計画中であったArF液浸スキャナーの生産能力増強を目的とした設備投資の規模と時期について見直しをいたしました。

計画発表以降の市場環境は、金融危機を発端とする世界経済の停滞から半導体及び半導体製造装置の大幅な需要低迷を招くに至り、大きく変化しています。当社では、この状況はある程度の期間継続するとの判断から、増産計画の見直しを行い、工場2棟建設予定のうち、株式会社栃木ニコンプレシジョン（栃木県）の1棟について市況回復の見通しが立つまで着工を延期することといたしました。

熊谷製作所（埼玉県）の新棟建設は、当初計画にしたがい、2009年年末の竣工を予定しておりますが、生産設備の一部につきましては市況を考慮しつつ、導入タイミングの見直しをいたします。

これらの変更により、当初計画における2008年度から2010年度の3年計画でのArF液浸スキャナー生産設備増強に関する設備投資額約350億円を約200億円へ減額することといたしました。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,878,921	400,878,921	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株であります。
計	400,878,921	400,878,921	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成15年6月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	59個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	59,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,048円（注）1
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,048円 資本組入額 524円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	151個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	151,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,225円（注）1
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,225円 資本組入額 613円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議（平成17年6月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	148個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	148,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,273円（注）1
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,273円 資本組入額 637円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成19年2月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	99個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,902円（注）1
新株予約権の行使期間	平成21年2月28日～平成29年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 3,742円 資本組入額 1,871円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成19年7月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	261個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	26,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日～平成49年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 3,260円 資本組入額 1,630円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役（委員会設置会社における執行役を含む）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。



取締役会の決議（平成20年11月6日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	1,179個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	117,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年11月26日～平成50年11月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 735円 資本組入額 368円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役(委員会設置会社における執行役を含む)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年3月15日発行）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数	32,900個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	15,986,394株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,058円
新株予約権の行使期間	平成16年3月29日～平成23年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 2,058円 資本組入額 1,029円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	32,900百万円

(注) 1 当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することはできないものとする。  
また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2 新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	400,878,921	—	65,475	—	80,711

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信(株)、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) の2社連名の株式大量保有報告に関する変更報告書が関東財務局に提出され、平成20年11月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済み株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
フィデリティ投信(株) エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	23,335	5.82

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期連結会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 4,466,000	—	—
完全議決権株式(その他)	394,067,000	394,067	—
単元未満株式	2,345,921	—	—
発行済株式総数	400,878,921	—	—
総株主の議決権	—	394,067	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式898株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株ニゴン	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	4,466,000	—	4,466,000	1.11
計	—	4,466,000	—	4,466,000	1.11

(注) 上記には、旧商法第210条ノ2の規定によるストックオプション(株式譲渡請求権)のため取得した自己株式54,000株が含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,110	3,400	3,570	3,400	3,620	3,630	2,450	1,468	1,086
最低(円)	2,675	2,725	3,070	3,000	2,880	2,305	1,155	931	868

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令第50号」（平成20年8月7日）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	59,269	113,973
受取手形及び売掛金	153,096	159,934
商品及び製品	140,439	117,082
仕掛品	133,788	118,302
原材料及び貯蔵品	26,968	29,335
その他	69,226	60,529
貸倒引当金	3,708	3,041
流動資産合計	579,080	596,117
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	<sup>1</sup> 40,886	<sup>1</sup> 41,879
機械装置及び運搬具（純額）	<sup>1</sup> 39,064	<sup>1</sup> 36,691
土地	14,852	15,488
建設仮勘定	8,330	8,232
その他（純額）	<sup>1</sup> 22,777	<sup>1</sup> 14,872
有形固定資産合計	125,910	117,163
無形固定資産	24,121	21,661
投資その他の資産		
投資有価証券	56,199	74,559
その他	20,306	11,222
貸倒引当金	76	104
投資その他の資産合計	76,429	85,678
固定資産合計	226,462	224,503
資産合計	805,542	820,621

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	188,615	186,060
短期借入金	16,386	11,321
1年内償還予定の社債	-	5,000
未払法人税等	4,299	32,063
製品保証引当金	7,059	8,551
その他	126,825	109,466
流動負債合計	343,187	352,463
固定負債		
社債	42,900	44,500
長期借入金	16,820	15,712
退職給付引当金	13,722	13,023
役員退職慰労引当金	453	532
その他	7,246	1,263
固定負債合計	81,142	75,032
負債合計	424,329	427,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,475	64,675
資本剰余金	80,711	79,911
利益剰余金	268,358	245,255
自己株式	13,451	1,357
株主資本合計	401,094	388,485
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	908	10,388
繰延ヘッジ損益	302	11
為替換算調整勘定	18,882	5,884
評価・換算差額等合計	20,092	4,492
新株予約権	211	146
純資産合計	381,212	393,125
負債純資産合計	805,542	820,621

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	700,719
売上原価	432,080
売上総利益	268,639
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 213,795
営業利益	54,844
営業外収益	
受取利息	929
受取配当金	1,113
持分法による投資利益	1,137
その他	2,384
営業外収益合計	5,564
営業外費用	
支払利息	945
現金支払割戻金	3,981
その他	2,328
営業外費用合計	7,255
経常利益	53,152
特別利益	
固定資産売却益	63
特別利益合計	63
特別損失	
固定資産除却損	877
固定資産売却損	30
減損損失	402
投資有価証券評価損	3,845
特別損失合計	5,156
税金等調整前四半期純利益	48,059
法人税、住民税及び事業税	<sup>2</sup> 16,776
四半期純利益	31,283



## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	213,578
売上原価	143,617
売上総利益	69,960
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 69,185
営業利益	774
営業外収益	
受取利息	167
受取配当金	392
持分法による投資利益	319
その他	546
営業外収益合計	1,425
営業外費用	
支払利息	245
現金支払割戻金	1,128
その他	775
営業外費用合計	2,149
経常利益	50
特別利益	
固定資産売却益	7
特別利益合計	7
特別損失	
固定資産除却損	228
固定資産売却損	7
投資有価証券評価損	3,353
特別損失合計	3,589
税金等調整前四半期純損失( )	3,531
法人税、住民税及び事業税	<sup>2</sup> 1,189
四半期純損失( )	2,341

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	48,059
減価償却費	23,928
減損損失	402
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,163
製品保証引当金の増減額(は減少)	1,256
退職給付引当金の増減額(は減少)	836
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	78
受取利息及び受取配当金	2,042
持分法による投資損益(は益)	1,137
支払利息	945
固定資産売却損益(は益)	32
固定資産除却損	877
投資有価証券評価損益(は益)	3,845
売上債権の増減額(は増加)	16,669
たな卸資産の増減額(は増加)	52,601
仕入債務の増減額(は減少)	25,626
その他	26,436
小計	58,302
利息及び配当金の受取額	2,058
利息の支払額	893
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	50,168
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,299
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	23,282
有形固定資産の売却による収入	560
投資有価証券の取得による支出	3,071
貸付金の増減額(は増加)(純額)	294
その他	7,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,986
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	7,597
長期借入れによる収入	1,700
長期借入金の返済による支出	2,778
社債の償還による支出	5,000
配当金の支払額	9,895
自己株式の取得による支出	12,319
その他	2,071
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,768
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,893
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	54,349
現金及び現金同等物の期首残高	112,957
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 58,608

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社仙台ニコンプレジジョンは、株式会社仙台ニコンの精機事業を分割し新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産について、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ9,110百万円減少しております。

また、この会計方針の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益が2,401百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は2,625百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ2,592百万円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当社及び国内連結子会社は、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したのものとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

なお、「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、222,581百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、214,793百万円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)									
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりです。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">65,267</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,168</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">45,243</td> <td></td> </tr> </table>	広告宣伝費	65,267	百万円	製品保証引当金繰入額	5,168		研究開発費	45,243	
広告宣伝費	65,267	百万円							
製品保証引当金繰入額	5,168								
研究開発費	45,243								
※2 「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示しております。									

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)									
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりです。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">21,038</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,270</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">15,093</td> <td></td> </tr> </table>	広告宣伝費	21,038	百万円	製品保証引当金繰入額	1,270		研究開発費	15,093	
広告宣伝費	21,038	百万円							
製品保証引当金繰入額	1,270								
研究開発費	15,093								
※2 「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示しております。									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)									
※1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末 残高と第3四半期連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">59,269</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△660</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td style="text-align: right;"><u>58,608</u></td> <td>百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	59,269	百万円	預入期間が3か月超の定期預金等	△660		<u>現金及び現金同等物</u>	<u>58,608</u>	百万円
現金及び預金	59,269	百万円							
預入期間が3か月超の定期預金等	△660								
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>58,608</u>	百万円							

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式	400,878,921株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式	4,463,389株

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	211

(注) 当第3四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は83百万円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,391	13.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,955	12.50	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第3四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結会計期間末の資本金及び資本剰余金の残高は、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権の一部が行使されたことにより、それぞれ799百万円増加し、65,475百万円及び80,711百万円となりました。自己株式の残高は、前連結会計年度末より12,093百万円増加し、13,451百万円となっております。これは主に、平成20年5月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年5月13日から平成20年5月21日にかけて、信託方式による市場買付により当社普通株式3,713,000株を総額11,997百万円にて取得したためであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	精機事業 (百万円)	映像事業 (百万円)	インスト ルメン ツ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	40,996	156,903	11,048	4,629	213,578	—	213,578
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	315	187	442	7,905	8,850	(8,850)	—
計	41,311	157,091	11,490	12,534	222,428	(8,850)	213,578
営業利益又は営業損失(△)	△3,549	4,014	△553	814	726	48	774

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	精機事業 (百万円)	映像事業 (百万円)	インスト ルメン ツ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	158,204	494,109	34,219	14,186	700,719	—	700,719
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,004	847	1,536	25,605	28,994	(28,994)	—
計	159,209	494,956	35,755	39,792	729,714	(28,994)	700,719
営業利益又は営業損失(△)	8,613	46,001	△1,836	2,322	55,100	(256)	54,844

(注) 1. 事業区分の方法・・・当社グループの事業区分は、製品の種類及び販売市場の類似性等を考慮して行っております。

2. 各事業区分の主要製品

精機事業・・・半導体露光装置、液晶露光装置

映像事業・・・デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ

インストルメンツ事業・・・顕微鏡、測定機、半導体検査装置

その他事業・・・ガラス素材、望遠鏡

3. 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は精機事業において8,133百万円、映像事業において251百万円、インストルメンツ事業において445百万円、及びその他事業において280百万円それぞれ減少しております。

また、この会計基準の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに变更しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は精機事業において994百万円、映像事業において461百万円、インストルメンツ事業において219百万円、その他事業において726百万円それぞれ減少しております。

4. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、精機事業において2,551百万円、映像事業において29百万円、インストルメンツ事業において44百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	55,407	75,251	55,014	27,905	213,578	—	213,578
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	125,896	533	△5	40,583	167,008	(167,008)	—
計	181,304	75,784	55,008	68,489	380,587	(167,008)	213,578
営業利益又は営業損失(△)	△6,285	△1,953	1,552	3,256	△3,429	4,204	774

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	214,254	209,917	174,271	102,276	700,719	—	700,719
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	396,097	1,571	93	125,746	523,509	(523,509)	—
計	610,352	211,489	174,365	228,022	1,224,229	(523,509)	700,719
営業利益	39,261	997	2,842	11,780	54,880	(36)	54,844

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。
- (1) 北米・・・米国、カナダ
  - (2) 欧州・・・オランダ、ドイツ、イギリス
  - (3) アジア・オセアニア・・・中国、韓国、台湾、タイ、オーストラリア
3. 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更
- 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は日本において9,110百万円減少しております。
- また、この会計基準の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに变更しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は日本において2,410百万円、アジア・オセアニアにおいて85百万円減少し、欧州において94百万円増加しております。
4. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
- 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は北米において2,551百万円、欧州において73百万円それぞれ増加しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	73,366	53,231	50,711	2,725	180,034
II 連結売上高(百万円)					213,578
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	34.4	24.9	23.7	1.3	84.3

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	201,125	168,070	181,899	10,705	561,800
II 連結売上高(百万円)					700,719
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	28.7	24.0	26.0	1.5	80.2

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米・・・・・・・・・・米国、カナダ

(2) 欧州・・・・・・・・・・オランダ、ドイツ、イギリス

(3) アジア・オセアニア・・・中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

(4) その他の地域・・・・・・・・中南米、アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	46,686	44,835	△1,850



(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (△は損) (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (△は損) (百万円)
通貨	為替予約取引						
	売建						
	米ドル	87,710	83,080	4,630	43,403	41,066	2,336
	ユーロ	37,935	37,078	856	20,609	20,480	129
	買建						
	円	2,782	2,720	△61	—	—	—
	米ドル	9,653	9,704	51	5,888	5,854	△34
	計	—	—	5,477	—	—	2,431

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引・・・為替相場については、先物為替相場を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

3. 当該取引は、市場取引以外の取引となります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
961円12銭	983円94銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益 78円89銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 75円69銭	1株当たり四半期純損失(△) △5円91銭

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	31,283	△2,341
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株主に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	31,283	△2,341
普通株式の期中平均株式数(千株)	396,555	396,421
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	16,753	—
(うち新株予約権(千株))	270	—
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	16,483	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

2【その他】

平成20年11月6日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	4,955百万円
1株当たりの金額	12円50銭

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月3日

株式会社 ニ コ ン  
取 締 役 会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 崎 有 治 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 野 英 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニコンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2.（1）記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として総平均法による原価法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用することに変更した。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2.（2）に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年2月6日
<b>【会社名】</b>	株式会社ニコン
<b>【英訳名】</b>	NIKON CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役取締役社長兼CEO兼COO 荻谷道郎
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	代表取締役兼CFO 寺東一郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼CEO兼COO苅谷道郎及び当社最高財務責任者代表取締役兼CFO寺東一郎は、当社の第145期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

